

東大研倫発第52号
平成31年2月20日

島 明美 殿

東京大学科学研究行動規範委員会 委員長

調査委員会の構成員に対する異議申立について（通知）

平成31年2月12日付け貴殿の代理人から提出のあった異議申立書記載の異議申立ての内容(以下「本件異議申立て」といいます。)につきまして、「東京大学科学研究行動規範委員会規則」(以下「本学規則」といいます。)第9条第6項の規定に基づき審査した結果、以下に述べるとおり、本件異議申立てには理由がないと判断します。

本学規則第3条第9項は、東京大学科学研究行動規範委員会委員長(以下「委員長」といいます。)が、申立者及び被申立者との事案に係る共同研究又は事案に関する特許若しくは技術移転等に係る直接の利害関係を有する東京大学科学研究行動規範委員会委員(以下「委員」といいます。)及び本学規則第4条に規定する専門委員(以下「専門委員」といいます。)を本学規則に規定する調査その他の手続に関与させることを禁止していることに鑑みますと、本学規則第9条第5項が申立者及び被申立者が調査委員会の構成員についての異議を申し立てることを認めたのは、本学規則第4条の2に基づいて設置される調査委員会(以下「調査委員会」といいます。)への関与が本学規則第3条第9項によって禁止されている委員又は専門委員が調査委員会の構成員となっていないこと、その他同項に準ずる事由がないことを担保するためと解するのが相当です。そして、本件異議申立ての対象となっている構成員は、いずれも申立者及び被申立者との事案に係る共同研究又は事案に関する特許若しくは技術移転等に係る直接の利害関係がある場合及び研究遂行上の直接的な接点があるなど、これに準ずる場合に該当しないことは明らかです。したがって、本件異議申立てには理由がありません。

よって、平成31年2月4日付けで通知しました委員構成により調査を開始することとしますので、本学規則第9条第7項の規定に基づき通知します。

なお、調査委員会の調査は、本学規則第6条の規定に基づき申立てられた申立書の内容について、「不正行為」を申し立てる科学的な合理性とその論理性を検証し、本学規則第2条に定義する「不正行為」の疑義があるか否かを調査・確認するものであって「不正行為」の認定を目的として開始するものではないことを申し添えます。

平成 31 年 2 月 4 日付け通知に付記しましたとおり、本学規則及び文部科学省が定めたガイドラインに基づき、申立書の受理、申立内容、申立者及び被申立者の所属・職・氏名、調査の開始、調査委員会の構成（所属・職・氏名）、調査内容、その他申立書に関する情報一切について、公正・中立的な調査の実施、申立者及び被申立者の保護、調査委員及び専門委員に関わる個人情報等の保持、等々の観点から公表はしていません。しかしながら、平成 30 年 12 月 19 日付けで本学が申立書を受理したことを、本学に何らの協議もなく公表し、また、平成 31 年 2 月 4 日付け通知書に情報管理の留意方を付記したにもかかわらず、同通知内容の一部及び本件異議申し立てに係わる情報の一部を無断で公表したことに強く遺憾の意を表します。

今後の公正・中立的な調査の実施、申立者及び被申立者の保護、調査委員及び専門委員に関わる個人情報等の保持、等々の観点から、貴殿申立書及び本学規則に基づく手続き等に係わる情報管理及び守秘義務につきまして徹底されるよう要請します。